

## 特定信書便事業と北陸管内の信書便事業への参入状況

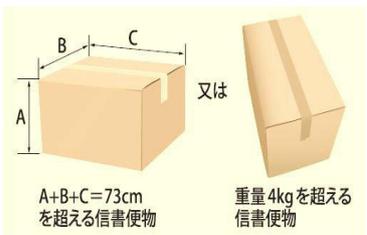
### 1 信書とは

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に規定されています。

- ① 「特定の受取人」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。
- ② 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表現し、又は現実に行き若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- ③ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです（電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません。）。

### 2 特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者をいいます。

大型信書便サービス 【第1号役務】	3時間以内に送達 【第2号役務】	高付加価値サービス 【第3号役務】
長さ、幅、厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの	信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの	信書便物を送達する料金の額が800円(国内)を超えるもの
		

### 3 北陸管内の特定信書便事業への参入事業者（16 者）

信書便事業者名	所在地	役務の種類
<b>&lt;富山県&gt;</b>		
株式会社アイカワ	富山市	第1号
富山県総合警備保障株式会社	富山市	第1号・第3号
特定非営利活動法人ひまわり	富山市	第1号
株式会社ホクタテ	富山市	第1号
有限会社マイハート	魚津市	第2号・第3号
<b>&lt;石川県&gt;</b>		
きんしん総合サービス株式会社	金沢市	第1号
株式会社シンカーテックス	小松市	第1号
太陽警備保障株式会社	七尾市	第1号
北陸総合警備保障株式会社	金沢市	第1号・第2号・第3号
北陸電通輸送株式会社	金沢市	第1号・第3号
有限会社ワイエムフロントサービス	小松市	第2号・第3号
<b>&lt;福井県&gt;</b>		
赤帽福井県軽自動車運送協同組合	福井市	第1号・第2号
株式会社キョーフク	福井市	第1号
福井グリーンライン株式会社	福井市	第1号
福井倉庫株式会社	福井市	第1号
ラニイ福井貨物株式会社	福井市	第1号

総務省のホームページ（[https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei\\_g.html](https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)）には、全国の事業者一覧を掲載しています。